

OYODO

広報おおよど

7

2023
No.603

大淀町 × mercari

メルカリ Shops
見に来てね ♪



メルカリ Shops 開設しました

【表紙】大淀町公式メルカリ Shops では、公立保育所で不要になった遊具や調理器具を販売しています。関連記事を本紙13ページにも掲載しています

- 02 7月は差別をなくす強調月間
- 04 まちのお知らせ
- 11 議会だより
- 12 TOWN NEWS



7月は差別をなくす強調月間

～認めあい・支えあえる「人権のまち」づくりを～

大淀町人権啓発活動推進本部

(町役場 人権住民保険課内) ☎0747-52-5542



人権のまちとは人が大切にされるまちです。住民同士が

認めあえる 人権のまちづくりを

大淀町では7月は人権侵害を許さず、差別を許さない明るい社会を築くことを確認しあうための期間として位置づけ、各種啓発活動や町民集会などの取り組みを行っています。

町民のみなさんは、この主旨にご理解いただき、みんなが互いに認め、支えあえる人権のまちづくりをともに進めていきましょう。

互いに認めあい、支えあえるまちです。児童虐待や高齢者虐待が社会問題となっていています。

その大きな要因として地域の社会の崩壊が指摘されていますが、一人ひとりの心の中から他者への思いやりが失われてきた結果とも言われています。

自分や人を認めることが人とのつながりを生み、そしてそれが地域を作り、まちを作ります。認めること、つながることから本当の意味の人権のまち・明るく住み良いまちが実現できるのではないのでしょうか。

人権を確かめあう ことから

人は他人と比較して劣等感や優越感を持つことや、人に対して好感や不快感を持つてしまうものです。気分によって人につらくあたる時もあります。

また、相手のちょっとした一言で、傷ついたり、悲しんだり、怒ったりすることがあります。

だからこそ自分の気持ちや行動を冷静に振り返り、相手の立場や気持ちを感じ取る必要があります。差別や人権侵害を受けた時や、見聞きした時

は「それは人を傷つけますよ。」という指摘も大切です。そのためには、ちょっとした勇気が必要ですが、こうした日常の積み重ねこそが「人権を確かめあう」ことであり、自分も人も大切にすることなのです。



てんいち先生とひかりちゃん

毎月11日は 人権を確かめあう日

大淀町では、県下の市町村とともに、毎月11日を「人権を確かめあう日」と定め、人権を大切にするまちづくりをめざしています。11日に限らず、互いの人権が守られているのか、確かめあいましょう。



「差別をなくす町民集会」 講演会をテレビ放送します

今年度の「差別をなくす町民集会」は、昨年を引き続き、講師を招いた講演会をあらかテレビ等で放送します。

講師は、広島市出身のソプラノ歌手、大島久美子さんです。

詳しくは本紙折り込みチラシをご覧ください。

「差別をなくす強調月間」を機に 次のことを提起します

1. 差別の現実を知ろう。
2. 人を認め、人の気持ちを思いやることを大事にしよう。
3. 差別に気づく感性を育てよう。
4. 互いに支えあえる人のつながりを作ろう。
5. 差別や不合理について指摘しあい、語りあえる人間関係を築こう。

第73回 社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

社会を明るくする 運動とは

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築くための全国的な運動です。

この運動がめざすこと

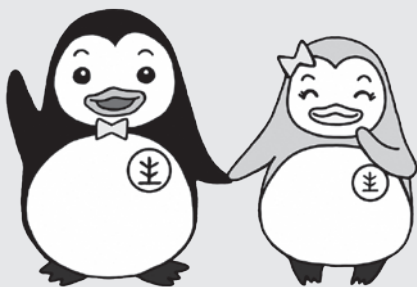
- ① 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ② 犯罪や非行をした人が再び

犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること
となっています。

犯罪が発生しない地域 社会を築きましょう

今日、急速な少子高齢化と核家族化が進む中で、伝統的に犯罪を抑止する要因として機能してきた地域社会の連携機能の低下等が指摘されています。そこで、本運動においては、地域住民の連携を強め、地域の犯罪や非行を抑制する力を増進するため、誰もが幅広く参加できる犯罪予防活動を展開し、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの立ち直りを助けることへの理解と

参加を呼びかけることが重要です。



更生ペンギンの
ホゴちゃん

更生ペンギンの
サラちゃん

7月は
「社会を明るくする運動」
強調月間・
再発防止啓発月間です。



住民税非課税世帯等に臨時特別給付金を給付します

☎ 臨時特別給付金コールセンター(町役場 福祉介護課内) ☎0747-58-8410

エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して1世帯あたり3万円の臨時特別給付金事業を実施します。

- ▶ **給付額** 1世帯あたり**3万円**
- ▶ **申請期限** 令和5年**9月29日(金)**
- ▶ **支給時期** 確認書または申請書を受理した日から3~4週間が目安です。

支給対象および申請方法

1 世帯全員の令和5年度「住民税が非課税」の世帯

(1)世帯の全ての人が、令和5年1月1日以前から大淀町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、**確認書を返信**してください。

▶ 確認事項

- ①世帯の中に住民税課税者や未申告者がいないことの確認、②振込口座情報の確認

(2)世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した人または未申告者がいる場合

- 給付金を受け取るには、原則**申請が必要**です。なお、転入者がいる世帯で支給対象世帯となる場合は、7月以降に確認書が届きます。
- 申請書に必要な事項を記入して、添付書類とともに、窓口または郵送で提出してください。

▶ 提出書類

- ①申請書、②申請者確認書類、③令和5年度住民税非課税証明書、④受取口座を確認できる書類(通帳等)の写し

2 令和5年1月以降の収入が減少し「住民税が非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ※ 令和5年6月1日時点で大淀町に住民登録されている世帯が対象です。
- 申請書に必要な事項を記入して、添付書類とともに、提出してください。

▶ 提出書類

- ①申請書、②簡易な収入(所得)見込み額の申立書、③令和5年中の収入状況がわかる書類(給与明細など)④申請者確認書類、⑤受取口座を確認できる書類(通帳等)の写し

住民税が非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込み額(令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税非課税水準以下であることをさします。収入の種類は、給与、事業、不動産、年金の経常的収入です。なお、非課税の公的年金収入(遺族年金など)は含みません。



収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！



DV等避難中でも受給できる場合があります。
※ DV等避難中とは、DV・ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

扶養している親族の人数	給与収入額【限度額】	所得金額【限度額】
0人	93.0万円	38.0万円
1人	137.8万円	82.8万円
2人	168.0万円	110.8万円
3人	209.7万円	138.8万円
4人	249.7万円	166.8万円
障がい者・未成年・寡婦・ひとり親	204.3万円	135.0万円

▲大淀町の町民税非課税水準の目安

提出先・問い合わせ

▶ **受付場所** 町役場町民ホール 臨時特別給付金窓口

▶ **受付時間** 午前9時～午後4時30分
(土・日曜日、祝日を除く)

▶ **問い合わせ**

臨時特別給付金コールセンター
(大淀町役場 福祉介護課内)

☎0747-58-8410



救急医療情報キットを活用しましょう

いざというとき、かけつけた救急隊員等があなたの医療情報を適切に把握し、医療活動を行うため、救急医療情報キットや携帯用救急情報カードを活用しましょう。

◆医療情報キット

救急時や災害時などの「もしも…」の時に備え、氏名、かかりつけ医、服薬情報、持病、緊急時の連絡先などの本人情報を筒の中に入れて自宅の冷蔵庫に保管します。



◆携帯用救急情報カード

医療情報や緊急連絡先等を記入し、財布などに入れて携帯するカードです。これから夏に向け、熱中症の危険性が高まります。急な熱中症などで倒れて意識がなくなったときにも役立ちます。

※ 救急情報シートは、今月号にチラシとして折り込んでいます。また、医療情報キットに入れる救急情報シート、携帯用救急情報カードは、町ホームページからダウンロードできます。



※ 救急医療情報キットをご希望の場合は、町役場福祉介護課までお問い合わせください。

☎ 町役場 福祉介護課 ☎0747-52-5513

◆令和5年度国民健康保険税が決定しました

被保険者のみなさんに、令和5年度国民健康保険税の決定通知書を送付します。(世帯単位で送付します。)

▶納付方法

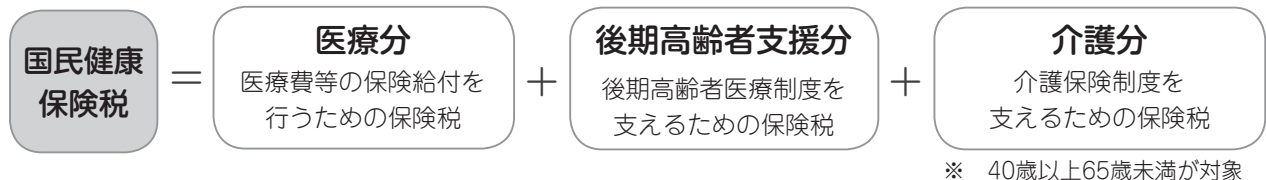
特別徴収(年金天引き)または普通徴収(納付書または口座振替)

▶普通徴収の期別

第1期(7月末)～第9期(翌年3月末)の計9回

※ 月末が土・日曜日、祝日となる場合は、翌月初めの平日が納期限です。

令和5年度の保険税計算方法



※ 国民健康保険の財政運営は、現在、市町村から奈良県域に拡大され、奈良県では、同じ所得・同じ世帯構成であれば県内のどこに住んでいても保険税が同じになることをめざしています。これを踏まえ、大淀町では本年度、国民健康保険税率を改正しました。

■令和5年度税率等 ()内は変更前

	医療分	後期高齢者支援分	介護分
平等割額(1世帯につき)	20,000円(20,400円)	8,400円	—
均等割額(1人につき)	27,600円(26,400円)	11,500円(10,800円)	20,300円(24,000円)
所得割額 (被保険者ごとの総所得金額等-43万円)	7.64%(7.60%)	3.27%(3.40%)	3.53%(3.00%)
賦課限度額	650,000円	220,000円(200,000円)	170,000円

※ 令和5年4月1日時点で6歳未満の未就学のお子さんは均等割額を5割軽減します。

※ その他保険税の計算方法等についての詳細は、お送りする通知書等をご確認ください。



保険税の納付は口座振替が便利です

口座振替は、納期ごとに自動で口座から引き落としされるため、納付忘れがなく、金融機関へ納付に行く手間も省け、大変便利です。登録を希望される場合は、町内金融機関でお手続きいただくか、町役場人権住民保険課窓口にかッシュカード(奈良県農業協同組合を除く)を持参のうえお手続きください。

口座振替キャンペーン実施中!

口座振替登録をすると抽選で3,000円分のQUOカードが当たります。詳しくは町ホームページをご覧ください。



◆高齢受給者証を更新します

70歳以上の国保の被保険者に対し、被保険者証(保険証)とは別に医療費の負担割合が記載された「国民健康保険高齢受給者証」を交付しています。

現在、お手持ちの高齢受給者証の有効期限は7月末です。7月中旬以降に新しい高齢受給者証を郵送しますので8月1日以降、差し替えてご利用ください。

◆ジェネリック医薬品をご活用ください

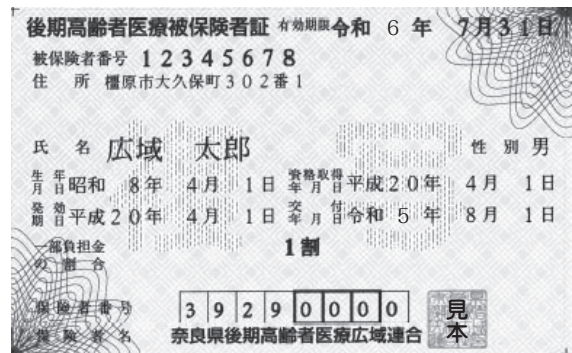
ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、最初に作られた薬(先発医薬品)と同じ有効成分が含まれ、同等の効き目を発揮する薬です。

先発医薬品より開発費用が抑えられるため、価格が安く設定され、薬局などの窓口での支払い負担が少なくなります。このことで、全体の医療費の抑制になり、医療保険制度の安定維持にもつながります。

◆後期高齢者医療保険の保険証を更新します

現在お持ちの保険証は、有効期限が令和5年7月31日までです。8月から新たにご使用いただける保険証を7月下旬に「簡易書留」で郵送します。

- ※ 医療機関で保険証を提示するときは、有効期限をお確かめのうえ、ご利用ください。
- ※ 有効期限の切れた保険証は、ハサミを入れるなど、個人情報に注意して処分するか、役場窓口へご返却ください。
- ※ 広域連合より一括発送され、各被保険者に郵送します。



◆令和5年度後期高齢者医療保険料が決定しました

被保険者のみなさんに、令和5年度後期高齢者医療保険料の決定通知書を送付します。

▶納付方法

特別徴収(年金天引き)または普通徴収(納付書または口座振替)

▶普通徴収の期別

第1期(7月末)～第8期(翌年2月末)の計8回

※ 月末が土・日曜日、祝日となる場合は、翌月初めの平日が納期限です。

令和4・5年度の保険料計算方法

$$\begin{array}{c}
 \text{1人あたりの年間} \\
 \text{保険料} \\
 \text{【限度額66万円】}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{均等割額} \\
 \text{50,500円}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{所得割額} \\
 \text{基礎控除(43万円)後の総所得金額} \times 9.93\% \\
 \rightarrow \text{前年所得に基づき算出}
 \end{array}$$

- ※ 保険料(年間)は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。(100円未満切り捨て)
- ※ その他保険料の計算方法等についての詳細は、お送りする通知書等をご確認ください。

◆マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

後期高齢者医療保険を含む全ての健康保険制度において、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。利用するには事前登録が必要です。



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認!



詳しくは、
町ホームページ
をご覧ください。

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

◆受給資格証の更新手続きをしてください

町では、子ども、心身障がい者、ひとり親家庭の人に対する医療費の自己負担額の助成を行っています。

受給資格証の更新が必要な人には、7月中旬に案内文書と書類を送付します。必要事項を記入し、町役場人権住民保険課に提出してください。申請後に所得の確認を行い、新しい受給資格証を交付します。

返信用封筒(切手不要)を同封していますので、郵送での提出にご協力をお願いします。

※ 本町に住所を有する健康保険の加入者で、それぞれの制度の要件を満たし、申請がまだの人は、町役場人権住民保険課へ申請してください。



子ども医療費助成制度の受給資格者は、申請時から対象期間満了までのものを交付しているため、今回の更新手続きは必要ありません。

◆医療費の助成方法

医療機関窓口(病院、薬局、柔道整復施術所)では、健康保険証と受給資格証を受診の都度必ず提示してください。

▶医療費助成対象者(未就学児以外)

医療保険の自己負担額を一旦支払ってください。約3か月後に一部負担金を差し引いた助成金を登録口座へ振り込みます。

▶未就学児

一部負担金のみ支払いをしてください。

※ 保険適用外の費用、入院時の食事負担などは助成の対象にはなりません。

※ 県外で受診した場合は申請が必要です。町役場人権住民保険課へ領収書を持参してください。

※ 医療機関の窓口での支払いが困難な場合はご相談ください。

※ 保育所・幼稚園・小学校・中学校でのけがについては、各校園等で加入している日本スポーツ振興センター災害給付制度での給付となり、福祉医療費助成の対象外となります。該当する場合は、学校、園等へ申し出てください。

【福祉医療費助成制度の概要】

助成制度名	対象者	一部負担金
乳幼児医療	0歳児～義務教育就学前までの乳幼児	通院：1医療機関につき1か月500円 ◆小・中学生、高校生は1医療機関につき1か月1,000円 入院：1医療機関につき1か月1,000円 ◆14日未満の入院の場合は1医療機関につき1か月500円 ※ 身体障害者手帳3級の人への助成は、医療費の自己負担額から一部負担金を差し引いた残りの半額が助成されます。
子ども医療	小・中学生、高校生	
心身障害者医療	1歳以上75歳未満で1・2・3級の身体障害者手帳またはA1・A2判定の療育手帳を所持している人	
ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭の親と18歳未満の児童およびこれに準じる人	
重度心身障害老人等医療	65歳以上の後期高齢者医療制度に加入している1・2・3級の身体障害者手帳またはA1・A2判定の療育手帳を所持している人、およびひとり親家庭等医療費助成制度に該当する人	

※ 子ども医療費は、令和5年4月以降、中学生卒業から高校生卒業(18歳)までに対象を拡大しています。高校へ通われていない人も対象となります。また、生活保護および他の医療制度で支給されている人は対象外となります。

国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付を開始します



令和5年度分(令和5年7月～令和6年6月分)の免除等の受付を開始しています。

これは、経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度です。

保険料が未納のまま、万一、障がいや死亡などの不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

なお、申請にあたっては、本人、配偶者、世帯主の所得制限があります。

▶申請に必要なもの

- 基礎年金番号またはマイナンバーのわかるもの
- 離職・退職した人は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し(共済組合加入者であった人は、退職辞令書の写し)
- 学生は学生証の写しまたは在学証明書の原本

※ 所得要件の審査は住民税の申告内容をもとに行いますので、所得申告を忘れずに行ってください。

※ 継続免除申請を利用して承認を受けている人は、申請をする必要はありません。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料免除等の臨時特例措置が終了します

令和2年2月以降で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などにより所得が下がった場合の臨時特例措置による国民年金保険料免除等の手続きが、令和4年度分の申請をもって終了します。

なお、右記の期間の保険料については、引き続き臨時特例措置による申請手続きが可能です。

▶保険料免除・納付猶予制度

申請する月の2年1か月前から令和5年6月分までの保険料

▶学生納付特例制度

申請する月の2年1か月前から令和5年3月分までの保険料

☎ 町役場 人権住民保険課 ☎ 0747-52-5538 • 大和高田年金事務所 ☎ 0745-22-3531

教えて！ 介護保険 だより なるほど

☎ 町役場 福祉介護課 ☎ 0747-52-5530

👉 介護保険料の決定通知書を送付します

65歳以上の人(第1号被保険者)に、今年度の介護保険料決定通知書を7月上旬に送付します。この通知書は、今年度の介護保険料の納付金額(年額)や納付方法などをお知らせするものですので、ご確認ください。



👉 負担割合証を送付します

要介護(要支援)認定を受けている人および総合事業の事業対象者全員に、新しい介護保険負担割合証を7月下旬に送付します。

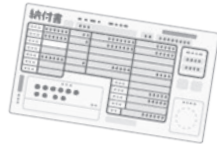
介護サービスを利用するときは、被保険者証と負担割合証の2枚を一緒にしてサービス提供事業所や施設へ提示してください。

税務課 からののお知らせ

☎ 町役場 税務課 ☎0747-52-5511

01 納期内に納めましょう

固定資産税(第2期)の納期限は**7月31日(月)**です。納期内に納めましょう。



02 家屋調査にご協力を

町役場税務課では、新築・増築・改築家屋の実地調査を行っています。この調査により、固定資産税の課税の基礎額を決定します。

調査対象となる家屋は、令和5年中に完成した家屋で、店舗や事務所、倉庫、付属家、車庫などの床面積の小さい建物も含まれます。調査を受けていない人は、町役場税務課に申し出てください。

調査の時間は40分程度です。希望の日時があれば事前に連絡してください。なお、調査の際は、建物図面を用意してください。



03 取り壊し家屋は手続きを

今年中かそれ以前に家屋を取り壊した人は、滅失登記(法務局で)、または取り壊し届け(町役場税務課で)の手続きを必ず行ってください。

消費税インボイス制度説明会・登録要否相談会を開催します！

吉野税務署からの
お知らせ

<事業者のみなさんへ>

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書保存方式いわゆるインボイス制度が開始されます。

吉野税務署では、インボイス制度の説明会と制度への登録要否相談会を毎月開催しています。ぜひご利用ください。



インボイス制度について詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

▶開催日時および予約締め切り

開催日	開催時間	予約締め切り
7月19日(水)	午後2時~午後4時	7月14日(金)午後5時
8月2日(水)		7月28日(金)午後5時
8月23日(水)		8月18日(金)午後5時
9月6日(水)		9月1日(金)午後5時
9月29日(金)		9月22日(金)午後5時

説明会・相談会は予約制です。ご予約はお早めをお願いします。

▶開催場所 吉野税務署 2階会議室(吉野町丹治 200番1)

☎ 吉野税務署 ☎0746-32-3385



議会だより

令和5年町議会 第2回定例会

令和5年町議会第2回定例会が、6月2日(金)から6月14日(水)まで開催され、次の議案が議決されました。

予算の繰越等の報告

- 令和4年度大淀町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 令和4年度大淀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 令和4年度大淀町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 令和4年度大淀町土地開発公社決算書及び令和5年度大淀町土地開発公社計画書の報告について
- 令和4年度有限会社吉野路大淀振興センター決算書及び令和5年度有限会社吉野路大淀振興センター予算書の報告について
- 大淀町の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及

び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例【可決】

条例の一部改正

- 大淀町税条例の一部を改正する条例【可決】

予算の補正

- 令和5年度大淀町一般会計補正予算(第4号)【可決】
- 令和5年度大淀町水道事業会計補正予算(第1号)【可決】

その他

- 動産の買入れに係る財産の取得について【可決】
- 大淀町農業委員会の委員の任命及び委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とするこの同意について【同意】
- 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

町役場 議会事務局

☎0747-52-5564

情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、町が保有する町政情報を具体的に明らかにすることで、町民のみなさんへの説明責任を果たし、公正で開かれた町政運営を保障していくための制度です。令和4年度の情報公開の請求件数は、下記のとおりです。

	請求内容	決定内容	公開拒否事由	不服申し立て	実施機関
1	旧町立大淀病院施設解体工事の入札における技術評価点の項目ごとの評価の有無とその内訳	部分開示	③	なし	町長
2	令和2年度～令和4年度分の町営斎場清掃業務、町営斎場消防設備点検業務の見積合わせの開札録	部分開示	②	なし	町長
3	令和4年度発注の(仮称)大淀町立保育所型認定こども園新営工事(第4-建-工-1号)の当初金入り設計書	部分開示	③	なし	町長

②：大淀町情報公開条例第14条第2号(個人に関する情報)、③：大淀町情報公開条例第14条第3号(法人に関する情報)

実施機関の決定内容については不服申立てをすることができ、不服申立てがあった場合は、町情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、審査が行われ、審査会の答申を受け実施機関が不服申立てに対する決定を行います。

町役場 総務課 ☎0747-52-5501



にしひさのぶ ずいほうそうこうしょう 小西尚信さんが瑞宝双光章を受章

小西尚信さん(北野)が、高齢者叙勲で瑞宝双光章(農林水産行政事務功勞)を受章されました。小西さんは農林水産省に入庁され、長年にわたり農林水産行政事務に精励され、その間、主に農業水利やダムの整備・管理などに従事されました。小西さんは受章に際し、「このような章がいただけで嬉しいです。これからも町のためになるような活動をしていきたいです。」と話されました。



▲受章された小西さん

もんどりよしろう らんじゅほうしょう 水掬義朗さんが藍綬褒章を受章

水掬義朗さん(下泷)が、令和5年春の叙勲で藍綬褒章(更生保護功績)を受章されました。水掬さんは法務大臣の委嘱を受け、犯罪や非行に陥った人の更生を支援し、犯罪予防活動を行う保護司として、27年の長きにわたり更生保護に尽力されています。

水掬さんは受章に際し、「非行に走ってしまった子どもたちの話を聞いて手助けをしたい、という思いで今まで続けてきました。このような章がいただけたのはみなさんのおかげです。」と話されました。



▲受章された水掬さん

よしだ やすゆき ずいほうたんこうしょう 吉田康之さんが瑞宝単光章を受章

吉田康之さん(北六田)が、第40回危険業務従事者叙勲で瑞宝単光章(警察功勞)を受章されました。吉田さんは、昭和43年に大阪府警に奉職され、以後36年の長きにわたり警察業務に精励され、その間、主に警備部門で災害対策などに従事されました。

吉田さんは受章に際し、「人のため、地域のために役に立ちたいという思いで警察官になり、長年やってきました。このような章がいただけで嬉しいです。」と話されました。



▲受章された吉田さん

体験を通して地域の魅力を伝える 大淀いきいきプロジェクト

6月11日(日)、ましが丘ふれあい交流館(中増)で、大淀いきいきプロジェクトによるお茶とお米の体験教室が開催されました。このイベントは、まちの賑わいづくりを目的に活動している団体、大淀いきいきプロジェクトが、子どもたちに中増地域の魅力を知ってほしいと企画されたものです。

この日は、中増地域の特産品である天日干し番茶をフライパンで焙じたり、生地やあんこに番茶が使われた番茶のやきもちを焼いて食べる体験が行われました。また、最後に中増産のお米で作ったおにぎりも振る舞われました。参加した子どもたちやその家族らは、目で見て、体験して、味わって、中増地域の魅力を感じていました。



▶番茶を焦がさないようにかき混ぜながらじっくりと焙じていました。



▶参加した子どもたちはお茶やお米をおいしそうに味わっていました。

おおよどこども未来プロジェクト
 ~こどもたちの生きる力を育み、輝かしい未来をともにつくる!~

メルカリ Shops 大淀町 を始めました!

大淀町では「おおよどこども未来プロジェクト」と題して、こどもたちの生きる力を育み、輝かしい未来をともにつくるため、さまざまな取り組みを行っています。

令和7年の新こども園「みくる」開園(予定)に伴い、公立保育所2園が閉園になるため、使用していた備品等が不要になります。

まだ使用可能な品が多数あり、新こども園への還元・SDGsの観点からもこれらを有効活用するため、株式会社メルカリと連携し販売を開始しました。

メルカリでの自治体備品の販売は県内初の試みです。収益は、おおよどこども未来プロジェクトに活用します。

メルカリの使い方

- ①メルカリアプリをダウンロードする。
- ②QRコードを読み取る。
- ③メルカリ Shops の大淀町のページが開く。
- ④お買い物をお楽しみください。



メルカリ Shops で
大淀町のページを
ぜひのぞいてくださいね!



▲ SDGs 循環型社会推進公民連携フォーラムの様子

循環型社会を推進

6月5日(月)、「世界環境デー」「環境の日」に株式会社メルカリ本社(東京都)において行われた「SDGs 循環型社会推進公民連携フォーラム」に大淀町が共催参加し、本町を含む8自治体が「メルカリ Shops」を新たに開始しました。



ミズノ
ウェルネス
大淀

町健康づくりセンター

施設利用料金(税込)

- ◇定期利用
 - ・1か月(町内在住) 5,020円
 - ・1か月(町外在住) 5,390円
 - ◇ナイト会員(平日午後6時以降)
 - ・1か月 3,000円
 - ◇ホリデー会員(土・日曜日、祝日のみ)
 - ・1か月 3,000円
- ※ 定期利用・ナイト会員・ホリデー会員は、ジム・プール・レッスン全てご利用いただけます。

施設利用料金のご案内

- ◇一時利用(ジム・プールのみ)
 - ・大人2時間 860円
 - ・子ども2時間 430円
- ◇レッスンのみ
 - ・サービスプログラム1回 1,030円
 - ・バーチャルプログラム1回 500円

開館時間 ※ 毎週火曜日・年末年始は休館
 (月・水~金曜日)午前9時30分~午後9時30分
 (土・日曜日、祝日)午前10時~午後5時
 町健康づくりセンター ☎0746-34-5501



家庭で考えよう！

スマホの正しい使い方



スマートフォンは、緊急時に居場所を確認したり防犯対策として連絡を取り合ったり、交友関係を築くうえで重要なコミュニケーションツールです。一方で、スマートフォンに関わるトラブルは年々増加しています。夏休みを目前に、スマホを持つときのリスクと注意点を見直しましょう。

スマホを持つメリット

家族間での安全確認や連絡手段として便利



スケジュール管理や調べものをするのに使いこなしている

IT社会に順応するための入り口になる



スマホを持つデメリット

勉強時間や家族との会話が減った



いじめや不登校などのトラブルが起きている

中毒性、依存性が高すぎる、使用制限ができない。



ペアレンタルコントロールの活用を

ペアレンタルコントロールとは、保護者が子どものスマホ利用を適正に管理するための機能のことです。



アプリ利用・インストール制限

課金制限

使用時間の制限

フィルタリング

ペアレンタルコントロールを学ぶと同時に、大人も子どもの手本となるリテラシーを身につけましょう。

SNSでの写真投稿のリスクと注意点

SNSの普及により、誰でも簡単に写真を共有することができます。投稿者は意識していなくても、個人や撮影場所、撮影時間が特定できてしまう場合があります。

また写真に映り込んだ自分以外の人に対し、プライバシーや肖像権、著作権の侵害が起こらないかについても今一度確認してください。他の人が嫌がる可能性のあることはしないというのが最低限のルールです。



家庭で話し合おう！

スマホのルール



スマホを使う上でどんなルールが必要か、家庭で話し合みましょう。

スマホルールの具体例

- 利用する時間を決める。(〇時以降は使わない、食事中は見ないなど)
- 利用する場所を決める。(リビングでは使わないなど)
- ネットで知り合った人に写真を送ったり、会ったりしない。
- 個人情報(ID・電話番号など)をネットにアップしない。
- 人の悪口を書き込まない。

ルールについては、よく話し合い双方が納得して決めることが大切です。

公共施設を利用する際の

安全とマナーについて

公共の場の使用について

大淀健民運動場、北野運動場、旭ヶ丘運動場、平畑運動公園などのグラウンドおよび駐車場の利用時においては、花火の使用や近隣住民に迷惑がかかる行為は禁止されています。ごみ等についても利用者が責任をもって処理してください。

また、川遊びの機会が多くなるこの季節、河川敷にはごみの置き去りが多発します。河原へのごみの置き去りは不法投棄にあたり、法律により罰せられます。きれいな河川を守るためにはみなさんのマナーが必要です。誰もが気持ちよく利用できるよう、ルールとマナーの遵守にご協力をお願いします。

グラウンド・駐車場等の利用について

公共施設では花火の使用は禁止です

花火の使用は、以下のことから禁止しています。

- 公園内の芝生や植物等に影響を与えたり、枯草等に引火し火災発生の原因となるため。
- 近隣住民や施設に対し、煙や臭いの被害、騒音など非常に危険であり、迷惑となるため。



目的外利用の駐車はやめましょう

運動場および公園の駐車場は、施設利用者のためのものです。施設を利用する目的以外の駐車はしないでください。



問 町役場 社会教育課 ☎0747-52-5549

火遊び・花火による火災を防ぎましょう

夏は、花火のシーズンです。しかし、取り扱い上の不注意から毎年火災が発生しています。花火の使用は、一歩間違えると大規模な火災ややけどに繋がります。次の注意点を守り、後片付けまできちんと行いましょう。また、もしものときの対処法などを確認しておきましょう。

夏の花火を
素敵な思い出
にしましょう



～花火をする際の注意事項～

- ①子どもだけで花火をしない。
- ②周りに燃えやすい物がないか確認する。
- ③水バケツを準備して確実に火を消す。
- ④風の強い日は花火をしない。



問 奈良県広域消防組合 大淀消防署 ☎0747-52-1199

※ 県下(奈良市、生駒市を除く)の119番通報は橿原市の通信指令センターに繋がります。

けんこうガイド

☎ 町保健センター ☎ 0747-52-9403



母子健康手帳等の交付について

母子健康手帳・妊婦健康診査補助券は町保健センターで交付しています。マイナンバーがわかるものを持ってきてください。

健康相談 7月20日(木)

[乳幼児]午前9時30分～午前11時(要予約)
身体計測、保健師や栄養士による健康相談・育児相談
[成人]午後2時～午後4時
尿検査、血圧測定、禁煙相談(要予約)、保健師や栄養士による健康相談

母子保健

料金は無料です。実施日の3日前までに予約してください。

- 子どもの教室・相談(要予約) 場所は保健センターです。

教室・相談内容	実施日	受付時間	内容	定員
モグモグ離乳食講座	7月21日(金)	①午前9時30分 ②午前10時45分	離乳食中期(2回食)の講座	

※ 身長・体重計測のご希望は気軽にお問い合わせください。育児の相談は電話やメールでも受け付けます。

- 予防接種(要予約) 場所は町役場3階301会議室です。

予防接種名	実施日	対象	受付時間	定員
日本脳炎2期	8月7日(月)・8日(火)	小学4年生	午後1時30分～午後2時15分	各30人
2種混合2期	8月17日(木)・18日(金)・21日(月)	小学6年生	午後1時30分～午後2時15分	各30人

※ 対象者には案内を送付します。なお、転入された人は、以前に受けた予防接種の種類・回数等の連絡をしてください。連絡がない場合は、予防接種の案内ができない場合があります。

成人保健

町保健センターで実施している集団検診の受付時間の詳細は、申し込み時にお伝えします。

- 集団検診(要予約・先着順) 申し込み、検診の詳細内容は町保健センターまでお問い合わせください。

検診・内容	実施日・受付時間	対象	場所・料金	定員
肺がん検診 大腸がん検診 前立腺がん検診 肝炎ウイルス検診	8月30日(水) ①午前9時～午前11時30分 ②午後1時30分～午後3時15分	40歳以上の町民 ※ 前立腺がん検診は男性のみ ※ 肝炎ウイルス検診は以前に町で受けたことがない人	町保健センター 【40～64歳】各200円 【65歳以上】各100円	各受け付け時間ごとに16人
胃がん検診 【胃バリウム検診】 (胃部X線撮影・問診)	※ 胃がん検診の実施時間は①のみ。 ※ 受付時間の詳細は、申し込み時にお伝えします。	※ 令和4年度に胃カメラ検診を受けていない人	町保健センター 【20～64歳】各500円 【65歳以上】各200円	
乳がん検診 (視診・触診・問診・乳房X線撮影)	5月16日～令和6年2月27日の毎週火・金曜日(祝日・年末年始を除く) 午後1時	40歳以上の町民(女性) ※ 令和4年度に受診していない人	南奈良総合医療センター 【40～49歳】1,000円 【50～64歳】900円 【65歳以上】200円	火曜日 4人 金曜日 3人

- 個別検診 胃がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診は個別検診も実施しています。医療機関で個別に受診するための受診票を発行しますので、詳しくは町保健センターへ問い合わせてください。

熱中症を予防しよう!

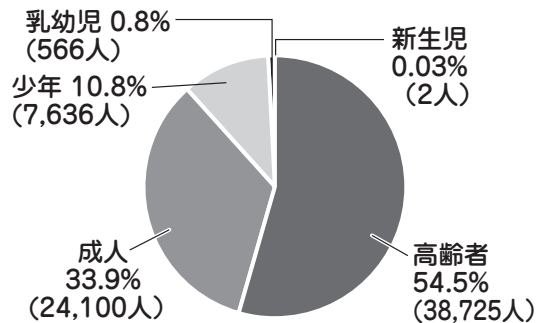
保健センターだより
 岡町保健センター
 ☎0747-52-9403

令和4年5月から9月の熱中症による救急搬送数の累計は、71,029人でした。年齢区分別では、高齢者が最も多く、次いで成人、少年、乳幼児の順になっています。発生場所別では、住居が最も多く全体の約4割を占めています。

今年も熱中症を予防して元気に過ごしましょう。



熱中症救急搬送年齢区分別割合 (令和4年5月～9月)



数値出典：総務省「令和4年(5月から9月)の熱中症による救急搬送状況」

～暑さを避ける、身を守る～

熱中症を防ぐためには、それぞれの場所に応じた対策をとることが大切です。

室内では…

- ・扇風機やエアコンで温度を調節
- ・遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ・室温をこまめに確認
- ・WBGT 値（暑さ指数）も参考に



屋外では…

- ・日傘や帽子の着用
- ・日陰の利用、こまめな休憩
- ・天気のよい日は、日中の外出をできるだけ控える



からだの蓄熱を避けるために

- ・通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- ・保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、身体を冷やす



こまめに水分を補給する

- ・室内外問わず、のどの渇きを感じなくてもこまめに水分・塩分、スポーツドリンクなどを補給する



今月の
レシピ!

＼カルシウムたっぷりメニュー！/ さば缶バーグ



つくってみよう!
おいしい
食育レシピ

材料(4人分)

さばみそ煮缶	1缶(180g)
木綿豆腐	1/2丁(200g)
たまねぎ	1/3個(60g)
ひじき	4g
パン粉	30g
こしょう	少々
油	小さじ1
酒	大さじ3
★ケチャップ	大さじ3
水	大さじ1

作り方

- ①ひじきは水で戻して水気を切り、粗く刻む。豆腐は軽く水を切っておく。
- ②たまねぎはみじん切りにし、レンジで2分加熱して冷ます。
- ③ボールにさば缶の中身だけを入れ(汁はとっておく)、①②・パン粉・こしょうを入れてよくこね、4等分にわけて楕円形に成形する。(固さはパン粉で調整する)
- ④フライパンに油をひき③を両面焼く。
- ⑤さば缶の汁と★の調味料を合わせとろみがつくまで煮る。
- ⑥ハンバーグを皿に盛りソースをかける。

【一人分栄養価】エネルギー 203kcal、たんぱく質 12.3g、カルシウム 154mg、食塩相当量 1.1g



松田度学 芸員

第19話

きたの
郷土のすがた～北野～

〈北野区の概要〉

大淀町東部の台地の上に広がる風光明媚な住宅地が北野区。一般には「北野台」と呼ばれています。3599人、1444世帯の住民が暮らし、町内ではもともと規模の大きな大字区です。その区内は、さらに1丁目から7丁目に分かれています。

北野という地名は、南側に隣接する北六田区と新野区からとったものです。住宅地ができる前、ここは元々北六田区と新野区の共有山で、ふもとの集落から山越えをする道が縦横に走っていました。住宅地周辺の森や谷間の川沿いには、その名残りの古道や石造りの道標が残されています。ここに大規模な住宅地開発が計画されたのは、昭和48年(1973年)の事。その後、昭和53年(1978年)に第1区造成工事が竣工。続いて住宅工事が始まり、5月に街開きとなりました。

その後、昭和56年(1981年)には全工区の造成工事が完了。昭和58年(1983年)には町立大淀北野小学校(現・町

立大淀希望ヶ丘小学校)が開校し、その翌年には私立の北野保育園(現・きたの学園)も開園しました。平成14年(2002年)には、住民の健康増進を目的として「大淀町健康づくりセンター」が開設されました。現在は指定管理者制度によって運営され、町内外の方々に利用されています。

〈地域住民の活動〉

昭和55年(1980年)には北野自治会が発足しています。自治会には文化部・体育部・環境整備部・防犯防災部・事業部・広報部・総務部・会計部など各専門部があり、自治会長のもと全7班に副会長を置き、運営が行なわれています。区内には東西南北4つの町公民館分館があり、地域住民の活動拠点となっています。自治会の年中行事として、1月はトンド(1987年から)、2月は防犯講習と交通安全講習、8月は東公民館で夏祭り、9月は敬老の日の記念品贈呈と防災避難訓練。11月には北野文化祭が開催されています。また、生活環境向上のための6月と10月の草刈清掃。7月

の公園の草刈整備やコンサートなど、自治会主催のイベントも定期的に行われています。1980年代にはスポーツ少年団、和楽会、囲碁同好会など、各種団体が次々と結成されました。区民を対象としたファミリーハイキング(1987年～1998年)も好評で、北野保育園のマーチングバンドは昭和63年(1988年)に奈良県大会で優勝。平成8年(1996年)に日本一の快挙を成し遂げました。

自治会の記念樹としては、平成5年(1993年)、公民館周辺に植樹した桜が毎年花を咲かせています。平成22年(2010年)には、自治会発足30周年の記念樹(ケヤキ)がメイン道路交差点の南東角に植樹されています。

地域住民の抱える課題として、平成6年(1994年)に生じた50万ボルトの高圧送電線問題があります。さまざまな議論があるなかで、平成12年(2000年)には50万ボルトの送電線の運用が始まりました。これに対し、平成13年(2001年)には電磁界監視委員会が発足。電界と電流値

測定を開始し、今に至っています。

また、平成12年(2000年)には近隣の食品加工会社から発生した臭気が問題となり、対策検討委員会が立ち上がり、対策が実施されました。これについてはさまざまな対応がなされ、改善されています。

平成28年(2016年)からは、福祉活動として、子どもひろば、健康体操もスタートしました。

次号も、町内の大字ごとに各区の特徴を織り交ぜながら、大淀町内の各地域について概観していきます。



▲北野より山並みはるか眺めよし

Library information

7月 図書館カレンダー July

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

□ 文化会館・図書館ともに休みの日
△ 図書整理日のため図書館が利用できない日

夏は電力がひっ迫してくるため、節電が求められています。地球環境にも家計的にもやさしい節電に無理のない範囲で協力していきましょう。



問 町立図書館 ☎ 0747-54-2120



「でんき、つけっぱなし」

文 / 深山さくら チャイルド本社

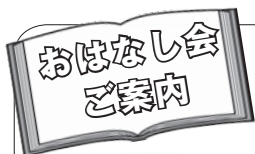
電気をつけっぱなしにしちゃいけないの？ひかるくんとお父さんといっしょに電気について勉強しましょう。



「みんなの節電生活」

著 / 木村俊雄 自由国民社

いざ、節電！大切なお金と暮らしを守るため、高騰する電気代を抑えよう。電気代高騰に負けない節電術をマンガで解説。



場所は、町文化会館
ひだまりホールです

●こどものためのおはなし会

7月8日(土) 午後2時30分～

7月16日(日) 午後3時～

●大人のための朗読会 響

7月23日(日) 午後2時～

～響の演目～

「長い灰色の唄」 著 / 曾野綾子

「みちの辺の花」 著 / 杉本秀太郎

「ごつごつとした悲しみ」 著 / 江國香織 ほか

図書館夏休み上映会

町文化会館 ひだまりホール(小ホール)

▶定員 先着90人(申し込み不要)

▶上映スケジュール ①午前10時～、②午後2時～



日程	上映作品
7/22(土)	①「れっしゃだいこうしん」(34分) (1)午前10時～、(2)午前10時40分～
	②おしりたんていコスミックフロント(50分)
7/23(日)	①映画 すみっこぐらし 青い月夜のまほうのコ(64分)
7/24(月)	①恐竜超伝説 劇場版ダーウィンが来た！(86分)
	②老後の資金がありません！(115分)
8/13(日)	①映画 すみっこぐらし 青い月夜のまほうのコ(64分)
	②老後の資金がありません！(115分)
8/16(水)	①「れっしゃだいこうしん」(34分) (1)午前10時～、(2)午前10時40分～
	②恐竜超伝説 劇場版ダーウィンが来た！(86分)
8/27(日)	①おしりたんていコスミックフロント (50分)
	②映画 すみっこぐらし 青い月夜のまほうのコ(64分)

読書感想文・課題図書を 貸し出しています

図書館では、青少年読書感想文の課題図書の貸し出しをしています。

通常、本の貸し出し期間は、2週間ですが、夏休み中に、より多くの利用者に本を借りていただけるように、**課題図書は1週間貸し出し**となっております。ご協力をお願いします。



お知らせ

マイナンバーカード
休日臨時交付窓口(予約制)

7月の開設日時

7月23日(日)

8月の開設日時

8月5日(土)、27日(日)

各日、午前8時30分～正午

予約は受け取り希望日直前の金曜日の午前中までに、町役場人権住民保険課へ連絡してください。予約がない日は窓口を開設しません。なお、マイナンバーカードの申請等は行えません。

町役場人権住民保険課

☎0747-52-5533

地震防災対策についての
住民向けアンケート

国では現在、地域の特性に応じて、地震防災対策が進められています。

この度、内閣府では、今後の防災対策に向けて、みなさんの声を反映させるため避難意識等に関する調査を実施します。みなさんのご協力をお願いします。

実施期間

7月1日(土)～8月末頃を予定

回答フォームURL

https://en.surece.co.jp/
kaiko2023/



注意事項

- ・回答は1人1回限りです。
- ・お答えいただいた内容は、個人が特定できないよう取りまとめた後、今後の防災対策の検討に活用します。

内閣府政策統括官(防災担当)付 大竹、吉田

☎03-3501-6996

あなたの大切な遺言書を
法務局が守ります

遺言書を作成したときは、法務局の保管制度をご利用ください。自筆証書遺言書を法務局で保管することにより、遺言書の紛失や改ざん、隠ぺいの心配がなくなります。また、家庭裁判所の検認も不要となります。なお、保管の申請には手数料として1通につき3900円が必要です。

※ 本制度の申請手続きには

予約が必要です。

☎0742-23-5456

奈良地方法務局五條支局

☎0747-22-2484

奈良地方法務局五條支局

法務省ホームページ



相続登記の申請が義務
化されます

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう。今なら、相続登記の免税措置も拡大されています。相続の際、遺産分割をきちんと済ませましょう。

※ 正当な理由がなく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科せられる場合があります。

☎0742-23-5456

奈良地方法務局供託課

☎0747-22-2484

奈良地方法務局五條支局

法務省ホームページ



がん患者サロン
「よしの」開催します

患者サロンは、がん患者や家族同士が悩みや不安を語り合うことができ、ピアサポートと同じ体験をした仲間が集う場です。はじめての人もぜひご参加ください。

日 7月28日(金)

午後1時30分～午後3時30分

所 吉野保健所2階大会議室

(下市町新住15-3)

内容 交流会

※ 当日は、南奈良総合医療センターがん相談員(がん性疼痛看護認定看護師)も参加します。

参加費 無料

対象 県内に居住されているがん患者・家族

申込方法

電話またはファックスにて、住所、氏名、電話番号、参加人数を吉野保健所健康増進課まで連絡してください。

☎0747-64-8134

☎0747-52-7259

吉野保健所 健康増進課

地域保健第三係

広告



サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ3,000万円

(1等2千万円・前後賞各5百万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月4日(火)2種類同時発売!

発売期間 7/4(火)～8/4(金)
抽せん日 8/18(金)

公益財団法人奈良県市町村振興協会 各1枚 300円

広報おおよどに
広告を掲載しませんか?

詳しくは、町ホームページをご確認ください。





募 集

水泳のつどい参加者募集

水泳を通じて、楽しく、愉
快に健康づくりを行い、住民
のみなさんお互いのふれあい
と親睦を深めていただくため
水泳のつどいを開催します。

日 8月6日(日)

午後1時開会

午後1時30分競技開始

所 町立大淀中学校プール

種目

- ・自由形(25・50・100メートル)
- ・平泳ぎ(25・50メートル)
- ・背泳ぎ(25・50メートル)
- ・バタフライ(25・50メートル)
- ・個人メドレー(100メートル)
- ※ 競技の他に、ゲームを計
画しています。

競技区分

- 小学生(低学年)・小学生(中学
年)・小学生(高学年)・中学生・
中学校卒(39歳・40歳・54歳・
55歳以上の区分
- ※ 女性の部・男性の部(こ
と)を行います。

対象

町内在住もしくは在勤の人

申込方法

ハガキまたはFAXにて、
住所・氏名・年齢(学年)・

電話番号・参加種目を記入
し、大淀町体育協会事務局
まで申し込んでください。

- ※ 参加種目は、一人2種目
以内です。
- ※ 電話でも受け付けます。
- ※ 当日参加も可能です。当
日午後1時までに会場にお
越しください。

申込締切 7月31日(月)

町 大淀町体育協会事務局

(町教育委員会 社会教育
課内)

☎ 0747-52-5549

FAX 0747-52-5507

住 〒638-8501

大淀町松垣本2090

広報おおよど 朗読ボランティア募集

毎月1回、視力にハンディ
のある人にまちの情報紙「広
報おおよど」の音声をカセッ
トテープに録音し、声の広報
をお届けする、朗読ボランティ
アを募集します。

収録日

広報発行日(毎月第一金曜
日)の翌月曜日の午後

- ※ 変更する場合があります。

収録場所

町文化会館もしくは町中央

公民館

所要時間 3時間程度

募集人数 5人程度

- ※ グループでの参加も大歓
迎です。
- ※ 声の広報のお届けを希望
する人は町教育委員会社会
教育課までお問い合わせく
ださい。

町 町教育委員会 社会教育課

☎ 0747-52-5549

統計調査員 新規登録 者募集

統計調査の際に、調査対象
者に対する調査の説明や調査
票の配布・回収等の業務を行う
調査員の候補者(登録調査員)
を募集します。

調査員の主な仕事

- ・ 調査員説明会への出席
- ・ 担当する調査地域の確認
- ・ 調査についての説明と調査
票の配布、回収
- ・ 調査票の点検、提出

調査員の報酬

担当する事務量によって異
なりませんが、おおむね2万
円から5万円程度です。

応募条件

- ・ 20歳以上75歳以下の健康な人
- ・ 責任感をもって調査の事務

を遂行できる人

- ・ 秘密の保持ができる人
- ・ 警察、選挙、徴税事務など
に直接かかわっていない人
- ・ 本町の地理に詳しい人
- ・ 暴力団員その他の反社会的
勢力に該当しない人

※ 応募方法等詳

しくは、町ホー

ムページをご覧

ください。



放送大学 10月生募集

放送大学では、10月入学の
学生を募集しています。

放送大学は、テレビやラジ
オの放送やインターネットを
通じて学ぶ通信制の大学で、
心理学・福祉・歴史・文学・
自然科学等、幅広い分野の事
を学ぶ事が出来ます。家庭で
学びたい、働きながら学びた
い等さまざまな目的で幅広い
世代の人が学んでいます。

詳しくは、放送大学奈良学

習センターにお問い合わせく
ださい。

申込締切 9月12日(火)

町 放送大学奈良学習センタ

☎ 0742-20-7870

比叡砂防公園内 遊歩道通行禁止のお知らせ

6月2日に発生した大雨により土砂崩れがあったた
め、安全対策として比叡砂防公園内の遊歩道を全面通行
禁止としています。なお、遊具・お手洗いは引き続きご
利用いただけます。

みなさんにはご不便をおかけしますが、ご理解のほど
よろしく願います。

お詫びと訂正

広報おおよど6月号18
ページ「奈良県高齢者美術
展作品集」の内容に一部
誤りがありました。お詫び
して訂正いたします。

高齢者美術展開催場所

【誤】 奈良県文化会館

【正】 ささなかホール

(大和高田市)

令和5年度 区長一覧(敬称略)

区名	氏名	区名	氏名	区名	氏名
中 増	◎池田 政則	金吾町	志水 誠一	西町6丁目	大坪 義徳
西 増	木綿 延幸	吉野平	仲嶋 時博	香梨台	清水 諭司
増 口	辻ノ上元男	畑 屋	△宮谷 義治	車坂町	△柏木 昭雄
出 口	川西 彰	持 尾	◇迎居 茂實	高見台	井上 正利
比 曽	△山本 内匠	矢 走	△米田 光彦	つつじヶ丘	—
上比曽	◇前田 繁	芦 原	○城 秀樹	北町1丁目	岸本 正一
北六田	米田 憲雄	新町1丁目	辻井 和要	北町2丁目	岩本 良博
北 野	○森田 雅人	新町2丁目	安川 修	北町3丁目	△長谷川 昇
新 野	喜多村 繁雄	新町3丁目	梅本 明	北町学園前	南 弘樹
馬 佐	△今西 章	岡崎1丁目	塗田 隆敏	岩壺	大西 雅之
口越部	中西 光雄	岡崎2丁目	○下西 佳行	鉾立	前田 勝久
中越部	谷野 清	岡崎3丁目	堀内 工平	大岩	○中上 繁
奥越部	吉田 秀司	西町1丁目	水振 義朗	今木	△宮本 定則
土 田	高田 努	西町2丁目	金田 廣作	薬水	中尾 六男
南大和	甲元 眞寛	西町3丁目	河向 茂男	佐名伝	△藤井登志夫
口桧垣本	上村 仁	西町4丁目	山田 洋史	大阿太 グリーンポリス	木村 数男
上桧垣本	上田 裕康	西町5丁目	上西 修身	花吉野 ガーデンヒルズ	宮本賢太郎

【町区長会役員 ◎会長 ○副会長 △理事 ◇監事】 町役場 総務課 ☎0747-52-5501

＼子育て中のリフレッシュや相談ができる場所／

大淀町地域子育て支援センター

【7月・8月前半の活動スケジュール】

***赤ちゃんクラス**

毎週木曜日 午前10時～午前11時30分
七夕あそび、季節の製作、ベビーマッサージ、
ママの「ゆるりヨガ」、水あそび、親子ふれ
あいあそび など

***ちびっこクラス**

毎週火・金曜日 午前10時～午前11時30分
サーキットあそび、七夕あそび、プールあ
そび、季節の製作、ママの「ゆるりヨガ」、
お話の会、ママの「バランスボール」、ポ
ディーパーペインティング など

***自由開放**

火・木・金曜日 午前9時30分～午前10時、
午後1時～午後3時30分
月・水曜日 午前9時30分～正午、
午後1時～午後3時30分

※ 正午から午後1時までの間は、玩具や部屋の
消毒のため、ご利用いただけません。

※ 町外の人も参加していただけます。

※ 各日程の活動内容は、町ホーム
ページからご確認ください。

町地域子育て支援センター

☎0747-52-3827

住 大淀町桧垣本 2484-1(第一保育所内2階)



電話案内

町役場(代表)	0747-52-5501
文化会館	0747-54-2110
図書館	0747-54-2120
上下水道部	0747-52-0137
中央公民館	0747-52-1524
保健センター	0747-52-9403
児童センター	0747-52-8319
桜ヶ丘総合センター	0747-52-5402
旭ヶ丘総合センター	0746-32-5189
杉本記念文化センター	0746-32-2489
平畑体育館	0747-52-6234
南奈良総合医療センター	0747-54-5000
南和広域美化センター	0747-52-3253
社会福祉協議会	0747-52-1941
地域包括支援センター	0747-52-7760
大淀消防署	0747-52-1199
吉野警察署	0747-53-0110
道の駅吉野路大淀iセンター	0747-54-5361
健康づくりセンター	0746-34-5501
シルバー人材センター	0747-54-5522
高齢者ふれあい活動センター	0747-54-5533
パークゴルフ場	0745-67-0543

Monica



English Lesson

今月のフレーズ ▶ Soak up the sun
日光浴をする

7月は暑い日が続きますが、うまくいけば、夏休み休暇がもらえます。夏はまさに、家族や友人とアウトドアでリラックスして楽しむための季節です。今月のフレーズ“**Soak up the sun**”とは、夏の日に暖かさを楽しむということです。外で太陽の下でリラックスしたり、その暖かさを楽しみます。



Example(例)

A: The weather is great today. I think I'm going to hang out at the river and **soak up the sun** with some friends.

今日はいい天気だね。友だちと川で遊んだり、日光浴をしようと思うんだ。

B: Sounds like a nice afternoon

Don't forget to put on sunscreen!
素敵なお午後だね。日焼け止めを塗るのを忘れないようにね。



相談

●人権相談

時 平日午前9時～午後4時
(土・日曜日、祝日を除く)
所 大淀町役場
問 大淀町役場人権施策推進室
☎ 0747-52-5542

●教育相談(要予約)

時 火～金曜日
午前10時～午後4時
所 旭ヶ丘総合センター内
問 大淀町適応指導教室
☎ 0746-34-5016

●心配ごとと合同相談

時 毎月第2・第4水曜日
午後1時～午後3時
所 大淀町役場
問 大淀町社会福祉協議会
☎ 0747-52-1941

●消費生活相談

時 毎週木曜日
午後1時～午後4時
所 川上村役場
問 川上村役場住民課
☎ 0746-52-0111

●無料法律相談(要予約)

時 7月14日(金)
午後1時～午後4時
所 吉野町役場
問 吉野町役場町民税務課
☎ 0746-32-3081

時 8月16日(水)
午後1時～午後4時
所 下市町役場
問 下市町役場住民保険課
☎ 0747-52-0001

時 9月15日(金)
午後1時～午後4時
所 大淀町役場
問 大淀町役場人権住民保険課
☎ 0747-52-5538

●住宅増改築相談

住宅リフォームや増改築の相談をお受けします。FAXにて受付しますので、相談内容の概要等をお送りください。
問 県建築協同組合中吉野支部
☎ 0747-52-9971

●無料交通事故相談

時 毎月第2火曜日
午前10時～午後3時
所 大淀町役場
問 県安全・安心まちづくり推進課
☎ 0742-27-8731

●児童相談

時 8月10日(木)
午前10時30分～午後4時
所 吉野町中央公民館
問 高田こども家庭相談センター
☎ 0745-22-6079

●ひきこもり出張相談(要予約)

時 毎月第4月曜日
所 町中央公民館
問 県ひきこもり相談窓口
☎ 0742-27-8130
※ 県の窓口は平日毎日受け付けています。

☎ 法テラス

身近な法的トラブルについてお気軽に問い合わせてください。
問 法テラス南和法律事務所
(下淵やすらぎビル内)
☎ 050-3383-0025

MY TOWN OYODO

大淀町民憲章(平成3年11月1日制定)

わたくしたちは、吉野の、川と緑の恵みを守り、豊かな文化と活力ある南和の中核都市をめざし、この憲章を制定します。

- 1. わたくしたちは、緑と水と心のきれいな町をつくります。
- 1. わたくしたちは、互いに人権を尊び、共に生きるあたたかい町をつくります。
- 1. わたくしたちは、すぐれた郷土を愛し、文化と教養の香りたかい町をつくります。
- 1. わたくしたちは、スポーツに親しみ、健康で仕事に励む活気ある町をつくります。
- 1. わたくしたちは、老人を敬い、子どもの夢を育て、生きがいのある町をつくります。



花

梨花



木

アラカシ

人のうごき

令和5年5月31日現在

- 人口 16,297人 (-36)
 - 男 7,817人 (-19)
 - 女 8,480人 (-17)
 - 世帯数 7,392 (-10)
- ()内は前月との比較

Happy Smile!



なかうら あやと
中浦 礼翔くん

(令和4年10月20日生まれ)

母からのコメント

その素敵な笑顔を
いっぱい見せてね!

(桧垣本)



「Happy Smile」のコーナーでは、就学前のお子さんの写真を募集しています。お申し込みは、町役場総務課まで。

広告

広告

広告

広告は、町の新たな財源の創出を図るために掲載しています。みなさまのご理解とご協力をお願いします。